

報告第 1 1 2 号

平成 1 7 年 6 月 2 9 日承認

上水道部会の事務事業詳細調整について

上水道部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 5 月 3 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

## 詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
13 上水道部会	2 水道営業分科会	2	水道料金等口座振替
		7	水道料金等の徴収
		11	使用水量の計量(検針)
	3 水道工務分科会	10	漏水修繕工事体制
		11	漏水修繕工事の費用負担の範囲

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	上水道	分科会名	水道営業
区 分	統一時期	調整結果	備 考
2 水道料金等口座振替	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津市取扱金融機関以外の金融機関を調整する。</li> <li>・ 自動再振替処理を金融機関と調整する。</li> </ul> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の事務処理方法により口座振替手続きを行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 口座振替にする場合は、口座振替依頼書の提出を求める。</li> <li>(2) 口座振替日は、納期限の日を基準日とする。</li> <li>(3) 残高不足等による未納者については、自動的に再振替処理を行う。</li> </ol> </li> <li>2 取扱金融機関                百五銀行、りそな銀行、UFJ銀行、みずほ銀行、三重銀行、関西アーバン銀行、中京銀行、第三銀行、津信用金庫、三重信用金庫、UFJ信託銀行、東海労働金庫、津安芸農業協同組合、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、三重県信用農業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会、郵便局</li> <li>3 現在の口座は、合併後も引き継ぐ。                水道料金と下水道使用料を併せて徴収するため、水道料金の口座と下水道使用料の口座が異なる場合は、合併時までに統一する。</li> </ol>	
7 水道料金等の徴収	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則自主納付であり、口座振替、コンビニ納付を推進する。</li> <li>・ 集金人による徴収委託は、極力自主納付の方向で調整する。</li> </ul> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道料金等の徴収方法は、納入通知書又は口座振替とする。</li> <li>2 水道料金については、自主納付が原則であることから集金人による徴収は行わない。</li> <li>3 水道料金については、隔月徴収の市町と毎月徴収の市町村、それに水道料金と下水道使用料を毎月交互に徴収している町及び一部地区がある。                合併後も隔月徴収及び毎月徴収は現行のまま引き継ぐものとし、水道料金と下水道使用料を交互に徴収している町及び一部地区については、水道料金と下水道使用料を合算し、毎月徴収とする。                なお、合併後2～3年を目途に隔月徴収へ移行を行うものとする。                各市町村の徴収の現況               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津 市 隔月徴収（一部は毎月徴収）</li> <li>・ 久 居 市 毎月徴収</li> <li>・ 河 芸 町 隔月徴収（一部は、水道料金と下水道使用料を毎月交互に徴収）</li> <li>・ 芸 濃 町 毎月徴収</li> <li>・ 美 里 村 毎月徴収</li> <li>・ 安 濃 町 隔月徴収</li> <li>・ 香良洲町 隔月徴収（水道料金と下水道使用料を毎月交互に徴収）</li> <li>・ 一 志 町 毎月徴収</li> <li>・ 白 山 町 毎月徴収</li> <li>・ 美 杉 村 毎月徴収</li> </ul> </li> <li>4 美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道料金の徴収方法については、現行のまま引き継ぐ。</li> </ol>	

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	上水道	<b>分科会名</b>	水道営業
------------	-----	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																								
11 使用水量の計量 (検針)	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 水道料金の負担の軽減化を図るためには、検針コスト等を極力低く抑える必要があるため、隔月検針で調整する。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果 次の事務処理方法により検針業務を実施する。</p> <p>1 各合併関係市町村の検針サイクルは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 隔月検針サイクルの市町</p> <p style="margin-left: 20px;">奇数月</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>検 針 サイクル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 針 日</td> <td>1 ~ 6</td> <td>10 ~ 16</td> <td>20 ~ 26</td> </tr> <tr> <td>検針地区</td> <td>津市(B) 河芸町</td> <td>津市(D)</td> <td>津市(F) 安濃町(A)</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">偶数月</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>検 針 サイクル</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検 針 日</td> <td>1 ~ 6</td> <td>10 ~ 16</td> <td>20 ~ 26</td> </tr> <tr> <td>検針地区</td> <td>津市(A)</td> <td>津市(C)</td> <td>津市(E) 安濃町(B)</td> </tr> </table> <p>(2) 毎月検針サイクルの市町村</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 検針日が1日～6日 津市の一部、河芸町の一部、芸濃町、白山町、美杉村</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 検針日が10日～16日 久居市</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 検針日が20日～26日 美里村、香良洲町、一志町</p> <p style="margin-left: 20px;">合併後2～3年を目途に隔月検針へ移行を行うものとする。</p> <p>2 検針方法については、委託検針とし、全てハンディーターミナルによる検針とする。</p> <p>3 ハンディーターミナルの受渡しについては、迅速に処理できる体制とする。</p> <p>4 検針委託料は、津市の単価を基本に地域事情を考慮した単価とする。</p> <p>【参考】津市単価(1件当たり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般検針地区 61円</li> <li>・特別検針地区(大門) 74円</li> <li>・集中検針地区 51円</li> </ul> <p>5 簡易水道についても、上水道と同様とする。ただし、美杉村の簡易水道利用組合については、現行のまま引き継ぐ。</p>	検 針 サイクル				検 針 日	1 ~ 6	10 ~ 16	20 ~ 26	検針地区	津市(B) 河芸町	津市(D)	津市(F) 安濃町(A)	検 針 サイクル				検 針 日	1 ~ 6	10 ~ 16	20 ~ 26	検針地区	津市(A)	津市(C)	津市(E) 安濃町(B)	
検 針 サイクル																											
検 針 日	1 ~ 6	10 ~ 16	20 ~ 26																								
検針地区	津市(B) 河芸町	津市(D)	津市(F) 安濃町(A)																								
検 針 サイクル																											
検 針 日	1 ~ 6	10 ~ 16	20 ~ 26																								
検針地区	津市(A)	津市(C)	津市(E) 安濃町(B)																								

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

<b>部会名</b>	上水道	<b>分科会名</b>	水道工務
------------	-----	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																																	
10 漏水修繕工事体制	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 委託方法の統一</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果 現在の各合併関係市町村における漏水修繕については、年間発生件数や受託業者数等による地域事情に合わせ、それぞれが年間委託や1件毎の随時依頼・精算となっている。 新市においては、年間を通じての業務委託扱いとし、各地域における現行の施工体制を継続するものとする。また、その体制については365日、24時間対応できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道地域における対応については、現行のまま引き継ぐものとする。</p> <p>平成16年度緊急修繕対応状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">委託方法</th> <th style="width: 35%;">施工体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津 市</td> <td>年間業務委託</td> <td>組合（16）</td> </tr> <tr> <td>久居市</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>8業者当番制</td> </tr> <tr> <td>河芸町</td> <td>随時業務委託</td> <td>5業者当番制</td> </tr> <tr> <td>安濃町</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>11業者当番制</td> </tr> <tr> <td>芸濃町</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>18業者当番制</td> </tr> <tr> <td>美里村</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>3業者地区割</td> </tr> <tr> <td>白山町</td> <td>年間業務委託</td> <td>9業者地区割</td> </tr> <tr> <td>香良洲町</td> <td>随時業務委託</td> <td>5業者当番制</td> </tr> <tr> <td>一志町</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td>7業者地区割</td> </tr> <tr> <td>美杉村</td> <td>年間業務委託</td> <td>2業者地区割</td> </tr> </tbody> </table>		委託方法	施工体制	津 市	年間業務委託	組合（16）	久居市	"	8業者当番制	河芸町	随時業務委託	5業者当番制	安濃町	"	11業者当番制	芸濃町	"	18業者当番制	美里村	"	3業者地区割	白山町	年間業務委託	9業者地区割	香良洲町	随時業務委託	5業者当番制	一志町	"	7業者地区割	美杉村	年間業務委託	2業者地区割	
	委託方法	施工体制																																		
津 市	年間業務委託	組合（16）																																		
久居市	"	8業者当番制																																		
河芸町	随時業務委託	5業者当番制																																		
安濃町	"	11業者当番制																																		
芸濃町	"	18業者当番制																																		
美里村	"	3業者地区割																																		
白山町	年間業務委託	9業者地区割																																		
香良洲町	随時業務委託	5業者当番制																																		
一志町	"	7業者地区割																																		
美杉村	年間業務委託	2業者地区割																																		
11 漏水修繕工事の費用負担の範囲	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 修繕範囲（費用負担）の一元化を図る。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果 新市における漏水修繕工事の費用負担の範囲については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人負担の範囲 宅地内漏水修理や老朽化に伴う布設替え等</li> <li>2 水道局負担の範囲 公道漏水又は宅地内メーター器までに使用されている給水管、止水栓、メーター器本体等からの漏水</li> </ol> <p>復旧範囲 施工後の表面復旧については、張コンクリート程度とする。</p>																																		

